

国分寺市監委告示第1号



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成25年度第2回定期監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年1月7日

国分寺市監査委員

森 末 暢 博

木 島 崇



国教教発第 222 号
平成 26 年 12 月 22 日

国分寺市監査委員

森末 暢博 様
木島 崇 様

国分寺市教育委員会
教育長 松井 敏夫

平成 25 年度第 2 回定期監査等に伴う改善報告について

標記の件について、ご指摘いただきました件について、下記のとおり改善しましたので、報告いたします。

記

1 予算執行及び契約事務について

(1) 児童生徒救急用車両借上料等の精算遅延及び長期保有について

今後は遠足、校外学習等の行事終了後、速やかに精算処理を行うよう努めます。具体的には、これまで庶務課（現教育総務課）経由で精算処理を行っていたことで日数が経過していたものについては、直接学校事務職員が会計課で精算処理を行うように改善しました。

(2) 主管課長の権限を超える物品の購入について

契約事務規則に基づき、契約事務手続きが必要なものについては、適正な手続きをするよう学校への周知徹底を行います。なお、金額が高額となる消耗品（例：指導書等）については、教育委員会として必要数の考えを明示した上で、契約上取りまとめができるよう手続方工夫して参ります。

(3) オージオメーターの修繕について

平成 26 年度は需用費から委託料へ予算流用を行い、委託契約を行いました。平成 27 年度予算積算については、適切な科目に計上を行いました。

(4) 冷水機の保守点検、丸太ベンチの撤去、遮光カーテンの設置の支出につ



いて

冷水機の点検実施について法律上の決まりはなく、メーカーに問い合わせたところ、2～3年に1回を目安に行った方が望ましいとのことでした。平成25年度は点検を行いましたので、平成26年度は実施いたしません。平成27年度予算は適切な科目に、委託料として計上しました。丸太ベンチ撤去、遮光カーテンの執行科目誤りについては、今後は、適切な科目から執行するように学校と連携を取りながら進めていきます。

2 庶務的事項について

(1) 公印の管理について

公印使用簿への記載については、記入を徹底するようにします。印影簿については、早急に訂正いたしました。また、採録誤りについては、印にシールを貼付するなど誤印のないように工夫いたしました。今後は、年度初めに校長が採録を実施することとして適切に管理を行っていきます。

(2) 個人情報管理について

記録簿や規定の様式を備えていなかった学校について、早急に作成及び改善をしました。今後はすべての小中学校において、適切に管理を行っていきます。

3 安全管理について

(1) 毒物・劇物等薬品管理について

担当職員の使用簿への記載を徹底するとともに、今後は管理職が定期的に薬品庫及び使用簿の点検を行うとともに在庫薬品の有無等使用簿等と整合するようにして参ります。

4 その他

ご指摘いただき改善した事項について、今後継続して適切な事務執行を行うように努めてまいります。また、今後も教育委員会として定期的に学校の事務執行について点検を行ってまいります。